

令和4年度 特定教育・保育施設等実地指導結果

和古川市は、令和4年度に市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の73施設（令和4年4月1日現在）の実地指導を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指導事項）として見受けられた点を記載しておりますので、今後の園運営の参考としてください。

実地指導実施状況一覧

実施対象施設数	文書指導	(文書指導内訳)	口頭指導	(口頭指導内訳)
特定教育・保育施設 49 施設	10 施設	職員体制 8 件 確認基準 6 件	11 施設	職員体制 2 件 確認基準 4 件
特定地域型保育事業 24 施設	18 件	給付関係 3 件 その他 1 件	12 件	給付関係 6 件

※文書指導・・・法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある事項又は前年度の口頭指導事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない事項

口頭指導・・・法令等に対する違反であって軽微なものがある事項

実地指導実施期間

令和4年6月6日～令和4年9月2日

令和4年度の重点事項

- (1)職員体制について
- (2)送迎バス使用時の運用について
- (3)アレルギー対応について

主な指導事項

■職員体制について

- 開所時間中において、常時2人以上の職員が配置されていないため、配置をすること。
- 保育短時間中における園児数に対して、必要な保育士数が確保されていないため、確保すること。

■送迎バス使用時の運用について

指導事項なし。

■アレルギー対応について

指導事項なし。

■確認基準

- 運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

- 苦情解決における第三者委員を選任し、利用者が直接第三者委員に苦情を申し出ることができるよう体制整備を図ること。

■給付費・職員配置について

- 主幹保育教諭が1名のみ配置となっているため、常勤で2名を配置すること。
※認定こども園のみ。

■その他

- 諸記録が整備されていなかった。職員、設備及び会計に関する諸記録はいつでも閲覧できるよう整備するとともに、その完結の日から5年間保存すること。